

都市計画道路等の変更（素案）について

参考資料

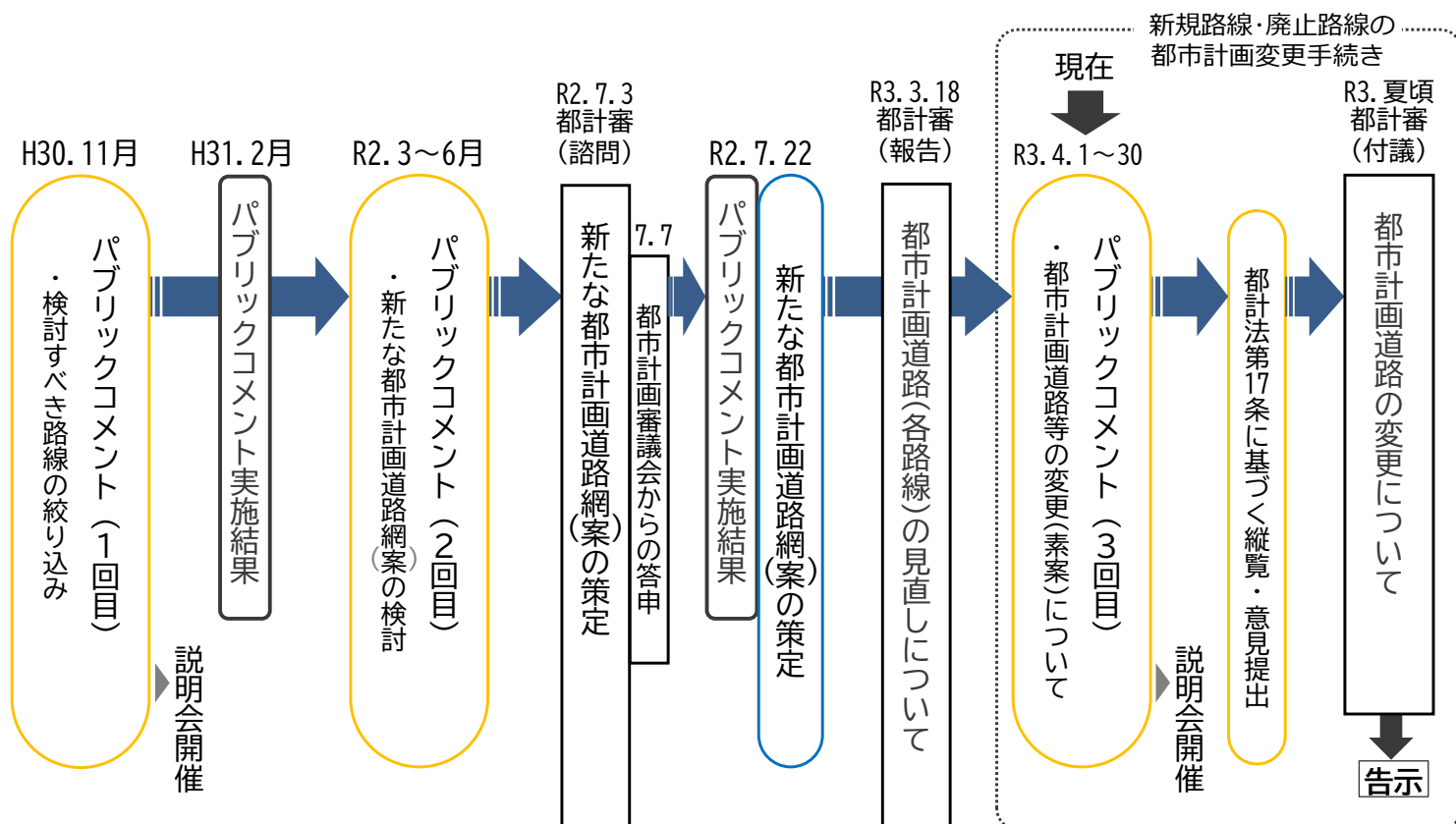
1 都市計画道路見直しの必要性	… p 2
2 これまでの経過について	… p 3
3 都市計画道路等の変更（素案）について	… p 5
4 都市計画道路整備の考え方	… p 16
5 パブリックコメントについて	… p 17

令和3年3月
箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室

◇ 都市計画道路（各路線）の見直しのスケジュール

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

この度、「公共交通を軸としたまちづくり」を実現するため、都市計画道路等の変更（素案）を作成しましたので、広く市民のみなさまのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。



1. 都市計画道路見直しの必要性

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

第五次箕面市総合計画をはじめ、道路・交通の上位計画においては、いずれも北大阪急行線の延伸による都市構造上の大きな変化を前提に目指すまちづくりの方向性を定めており、「公共交通を軸としたまちづくり」という一つの考え方にまとめることができます。

こうしたまちづくりを実現する上で都市の基盤となる都市計画道路の果たすべき役割は大きく、将来を見据えた公共交通ネットワークを構築するためには、都市計画道路の見直しが必要です。

箕面市の上位計画における交通施策のあり方

第五次箕面市総合計画

- ・鉄道・バス等の公共交通の充実
- ・歩行者・自転車にやさしい交通基盤の整備

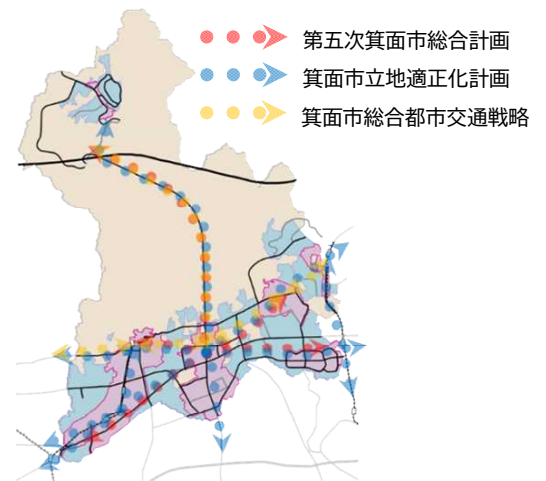
箕面市立地適正化計画

- ・公共交通軸へのアクセス確保
- ・市内東西移動の利便性向上
- ・新駅へのアクセス確保

箕面市総合都市交通戦略

- ・交通流の変化やバス路線網等に対応した道路ネットワークの形成
- ・バス定時運行のための都市計画道路の整備
- ・防災機能の確保に対応した道路ネットワークの形成

あるべき公共交通ネットワークのイメージ



▶ いずれも目指すべき方向性は「公共交通を軸としたまちづくり」

2

2. これまでの経過について

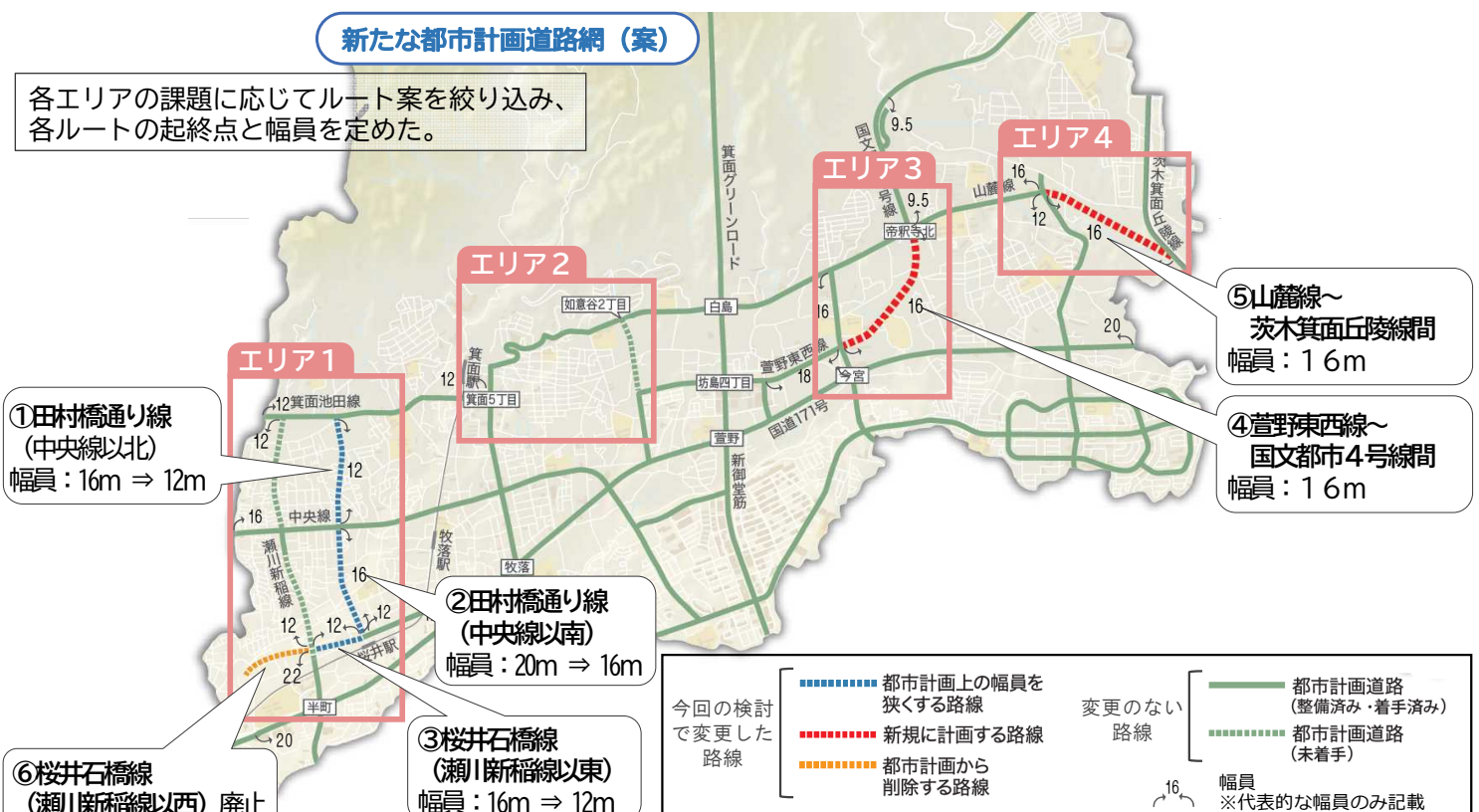
都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

◇新たな都市計画道路網（案）の策定

令和2年7月22日に新たな都市計画道路網（案）を策定

新たな都市計画道路網（案）

各エリアの課題に応じてルート案を絞り込み、各ルートの起終点と幅員を定めた。

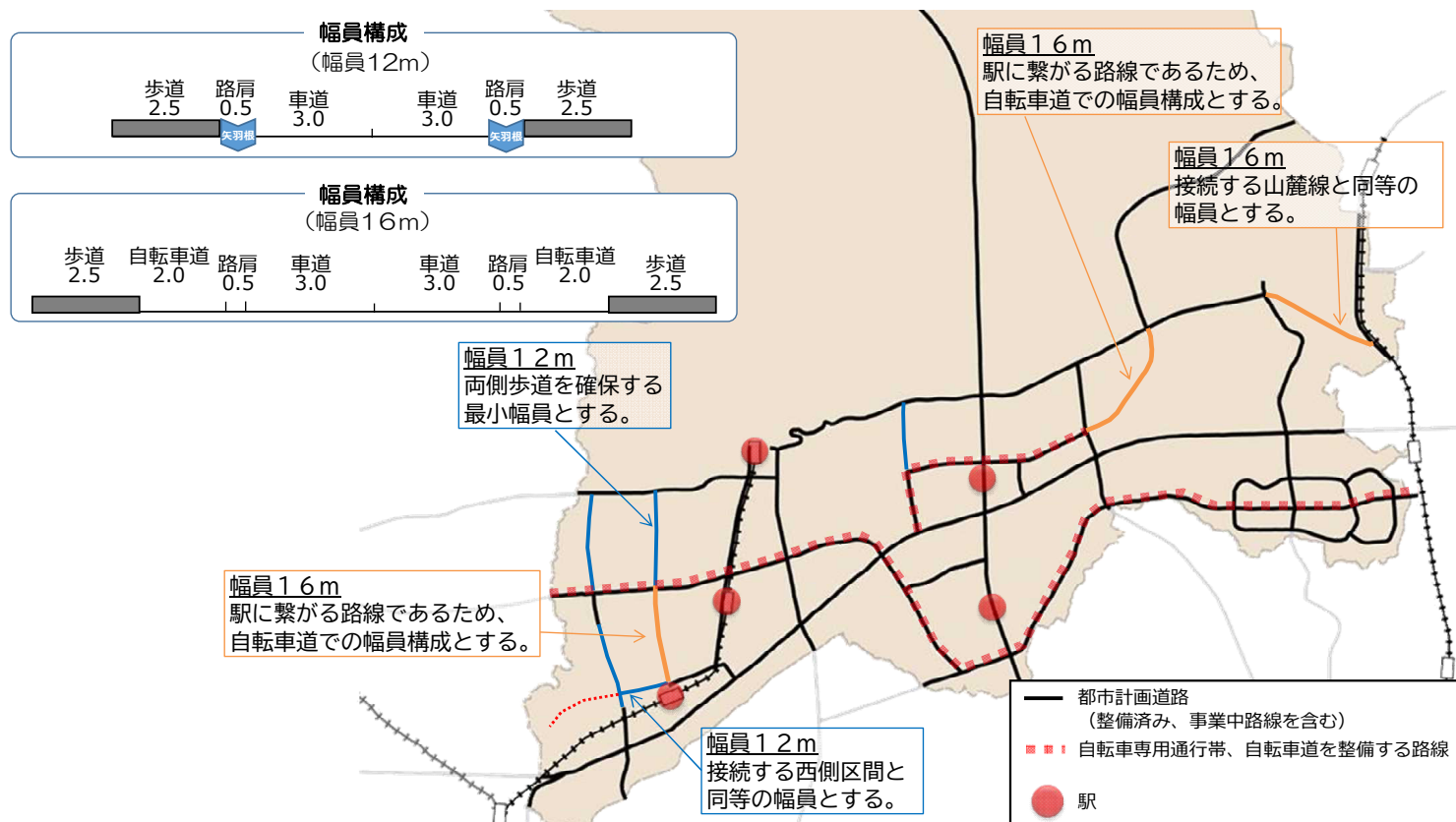


3

2. これまでの経過について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

各路線の幅員について



4

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

《対象路線等一覧》

凡例	内容	路線等の名称
-----	幅員を狭くする路線	①田村橋通り線 ②桜井石橋線（瀬川新稲線以东） ④（仮称）石丸栗生外院線 ⑤（仮称）川合山之口線 + 山麓線の一部を区域変更
—	新規に計画する路線	③桜井石橋線（瀬川新稲線以西）
.....	削除する路線	③桜井石橋線（瀬川新稲線以西）
■	区域を変更する公園	⑥皿池公園

①3・4・220-3 田村橋通り線
幅員変更（中央線以北）16m→12m（中央線以南）20m→16m



5

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア1>

◇変更内容等

①3・4・220-3 田村橋通り線

幅員変更（中央線以北）16m→12m
（中央線以南）20m→16m

②3・6・220-16 桜井石橋線

幅員変更（瀬川新稲線以東）16m→12m

③3・6・220-16 桜井石橋線

廃止（瀬川新稲線以西）

※池田市側で接続する予定だった都市計画道路（旧石橋駅裏線）が廃止となったことに伴うもの



6

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア3>

◇変更内容等

④3・4・220-30（仮称）石丸粟生外院線

新規路線 幅員16m

⑥3・3・220-12 皿池公園

区域の変更…次頁を参照

※ルート設定は道路構造令に基づく所要交差点間隔から接続可能な区間を絞り込み、その範囲で建築物等の立地状況を考慮し決定した



7

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア3>

3・3・220-12 皿池公園の区域の変更箇所



8

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア4>

◇変更内容等

⑤3・4・220-31 (仮称)川合山之口線
新規路線 幅員16m

⑤3・4・220-9 山麓線
区域の一部変更…次頁を参照

※茨木箕面丘陵線の接続先について、現状の
交差点位置及び本線と副道の高低差が生じ
ない区間を絞り込みルート案を想定した
※ルート設定において、山麓線と茨木能勢線
を接続するとその合流した箇所の交通量が増加するため、茨木箕面丘陵線に接続することとした。



整備による効果

・課題路線である茨木能勢線の混雑度緩和の効果が期待できる。

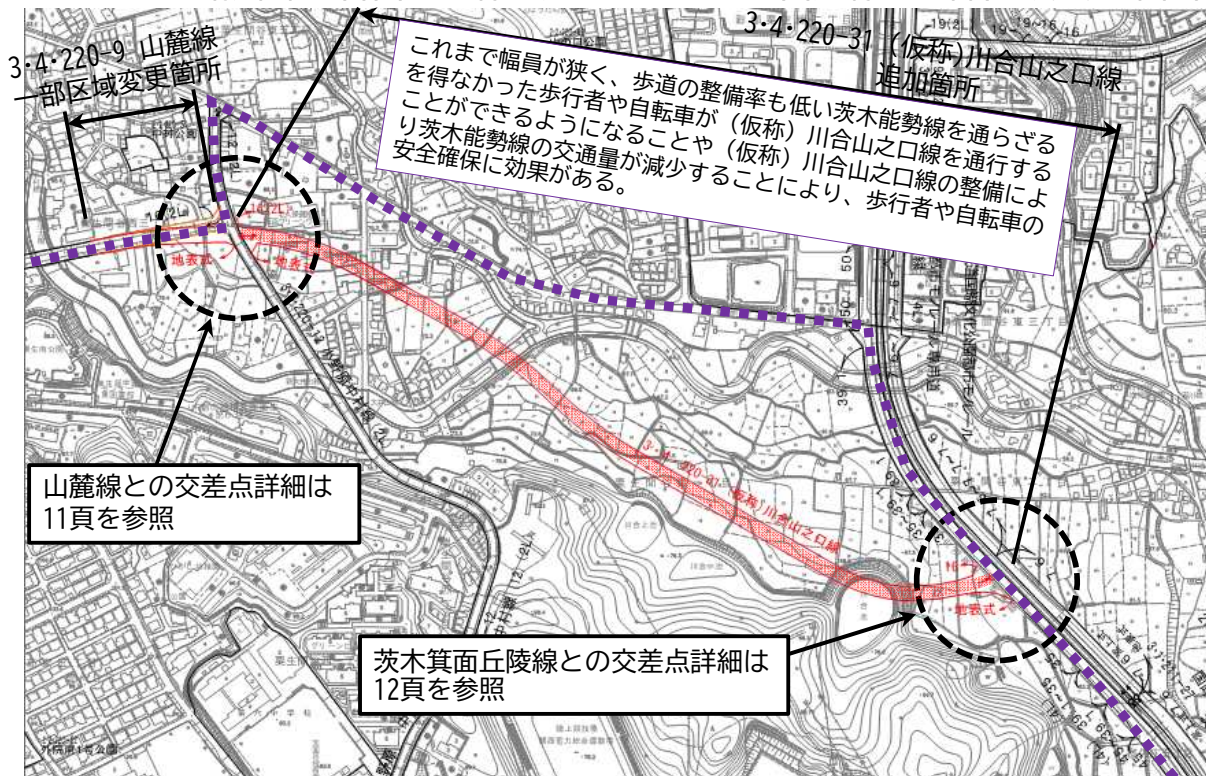
3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア4>

3・4・220-31(仮称)川合山之口線の追加、3・4・220-9山麓線の一部区域変更 箇所



10

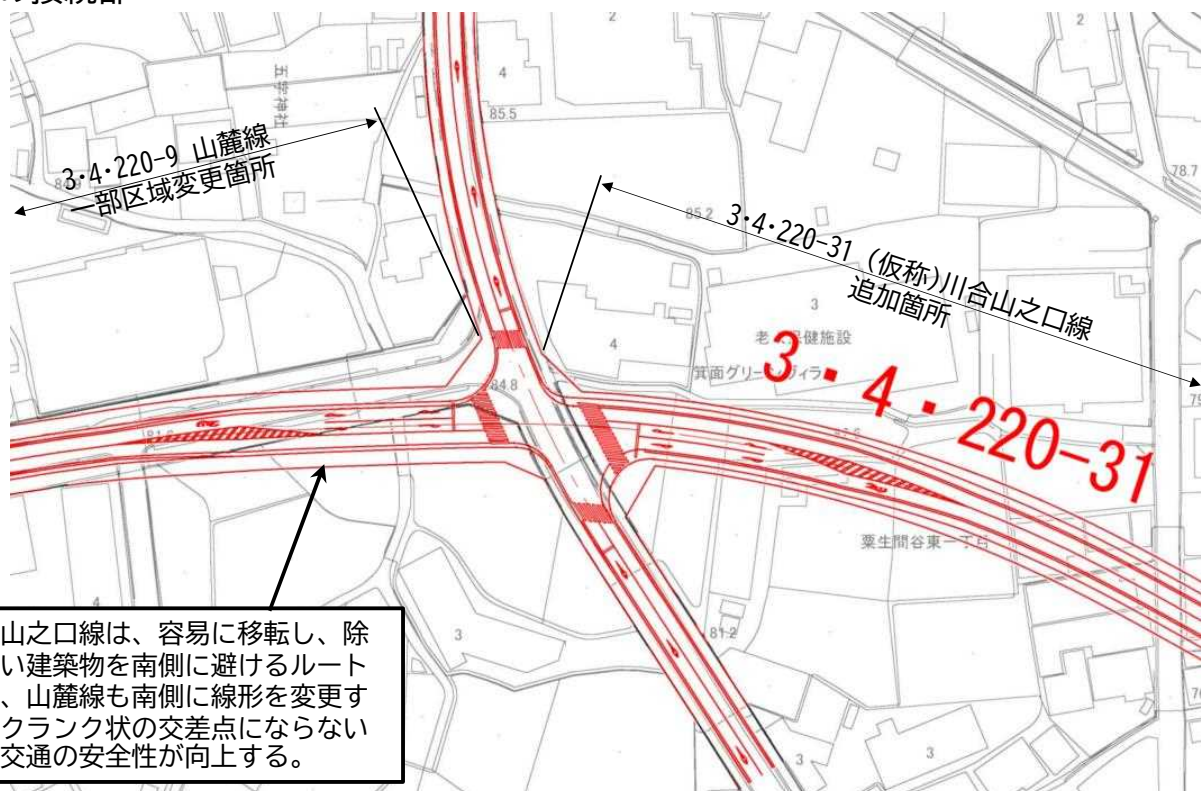
3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア4>

山麓線との接続部



11

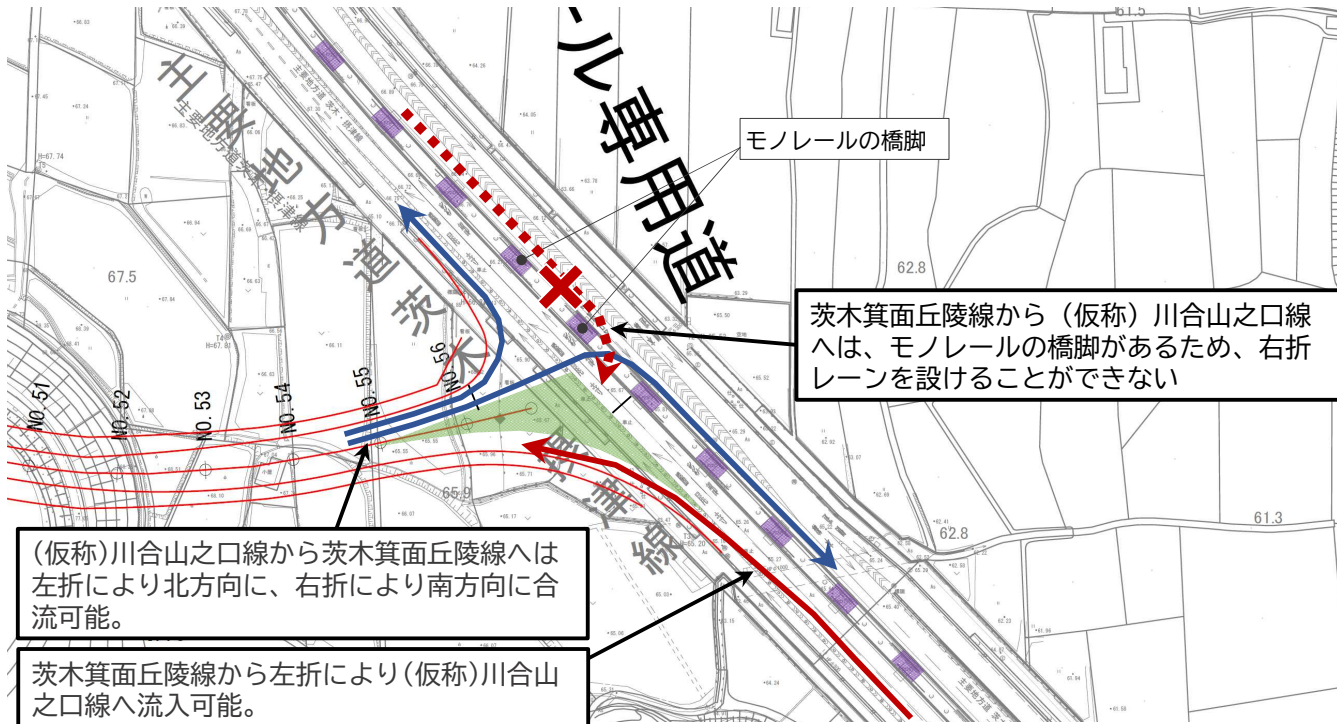
3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア4>

茨木箕面丘陵線との接続部



12

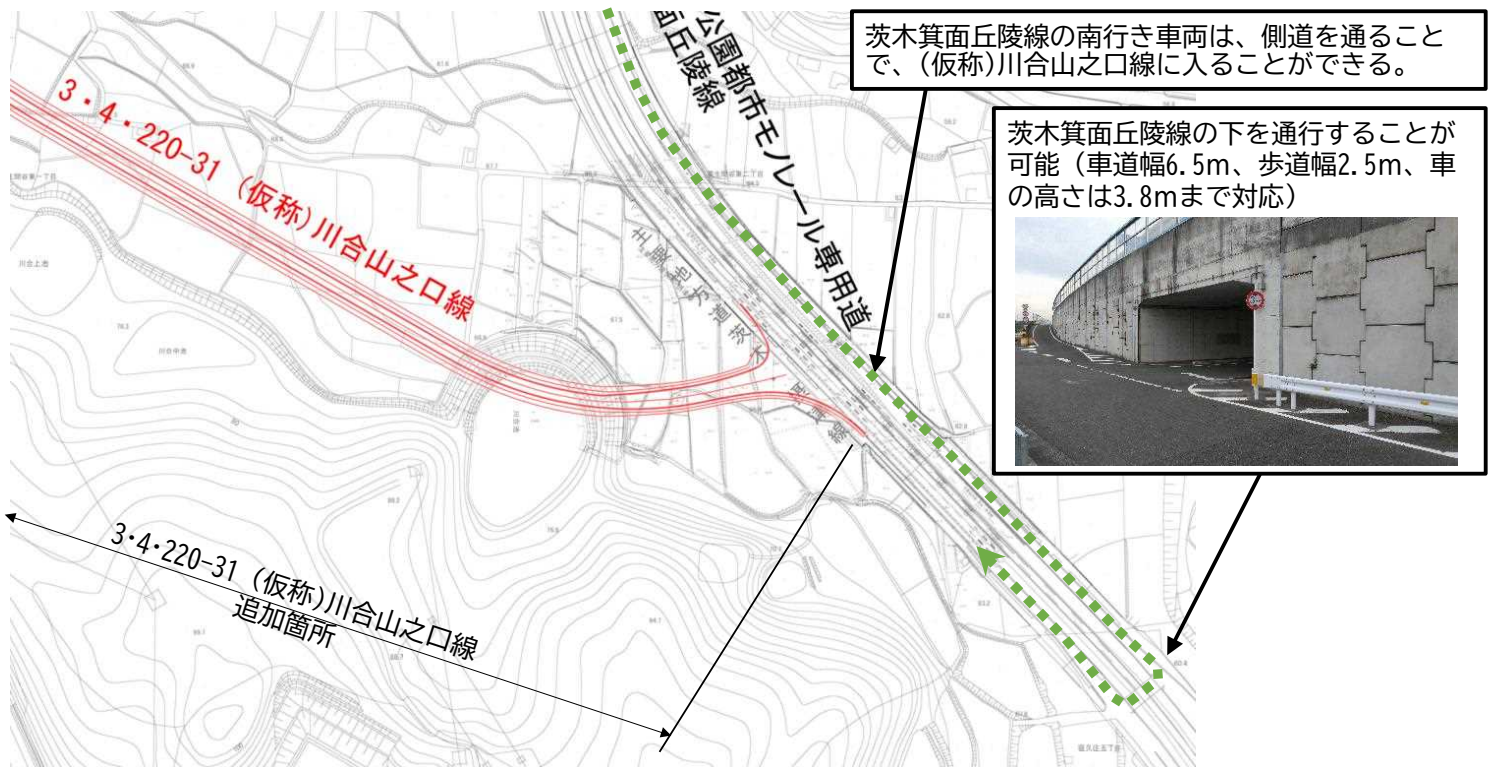
3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(1) 都市計画道路等の変更（素案）の内容

<エリア4>

茨木箕面丘陵線との接続部



13

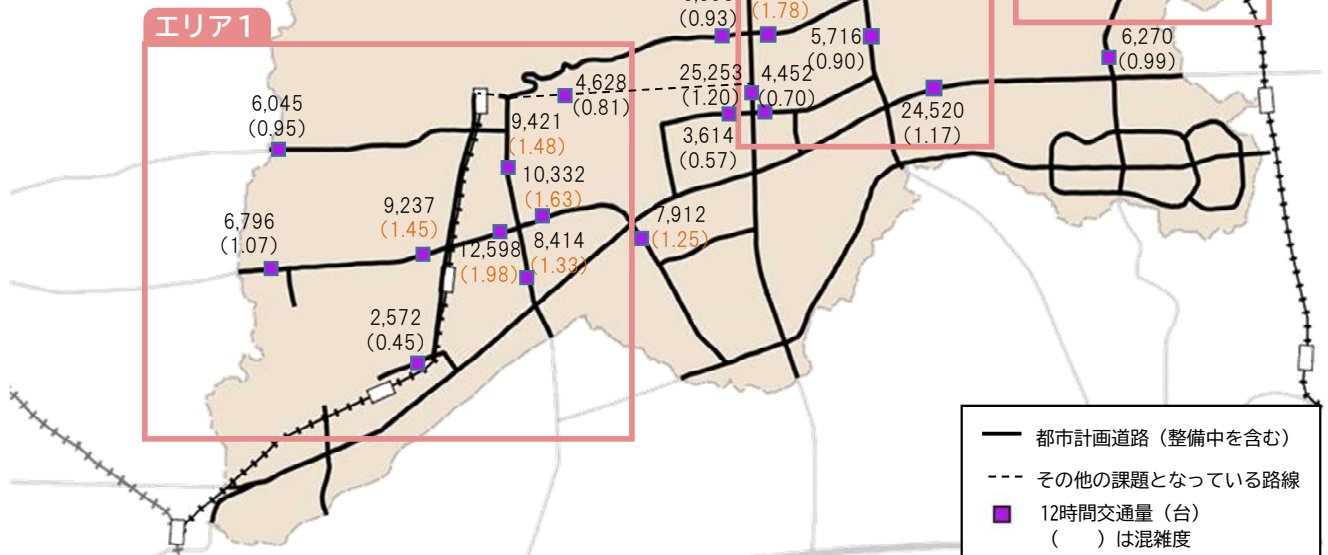
3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(2) 将来交通量及び混雑度について

2019年度交通量及び混雑度は次に示すとおり。
次頁で、将来交通量及びその混雑度を示し比較する。

《混雑度の一般的な解釈・交通状況の推定》		出典：道路の交通容量（社団法人 日本道路協会）
混雑度	交通状況の推定	
1. 0未満	・昼間12時間を通じて、道路が混雑することなく円滑に走行できる。	
1. 0以上 1. 25未満	・昼間12時間の内、道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時）ある。 ・何時間も混雑が連続するという可能性は、非常に小さいと考えられる。	
1. 25以上 1. 75未満	・ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態 ・ピーク時のみの混雑から、日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。	
1. 75以上	・慢性的混雑状態と考えられる。	



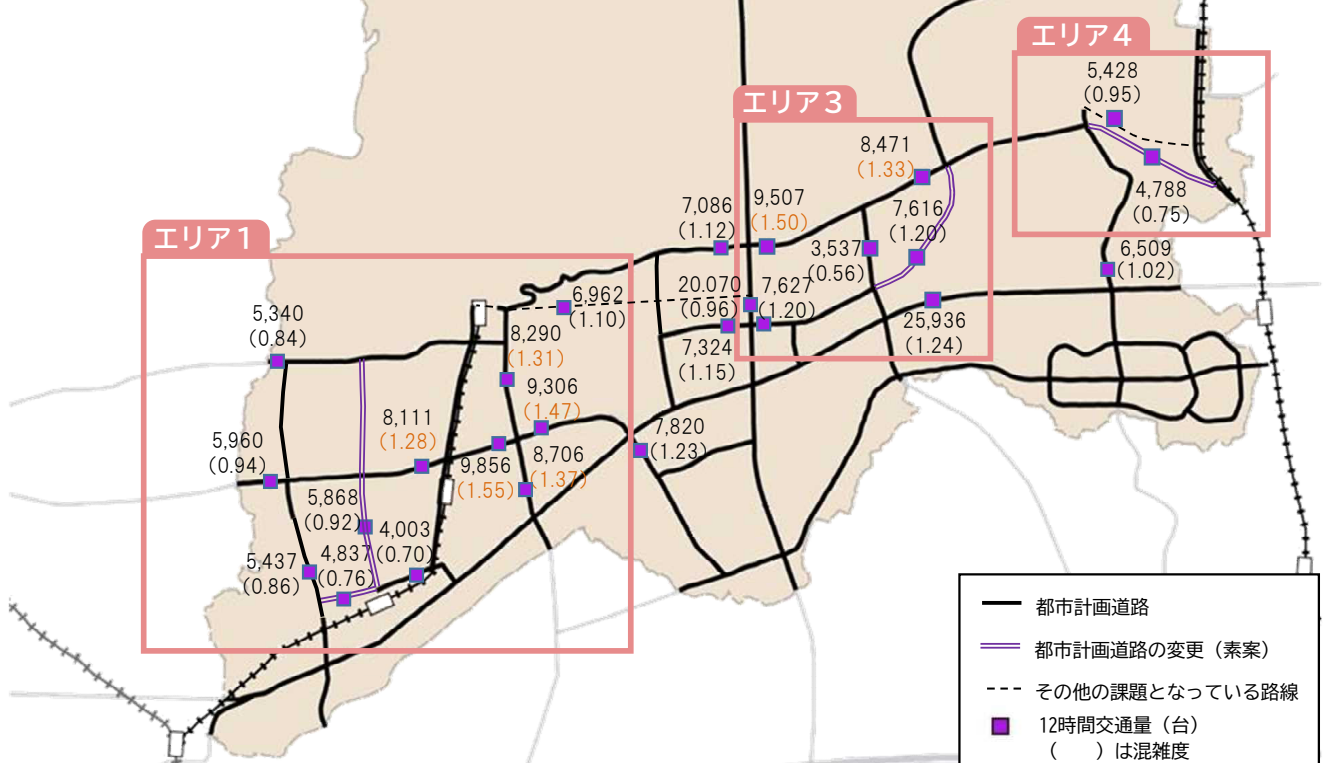
14

3. 都市計画道路等の変更（素案）について

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

(2) 将来交通量及び混雑度について

都市計画道路の変更（素案）の全路線が整備されたときの2030年将来交通量及び混雑度は次のとおりである。
各エリアで課題となっている路線で混雑度緩和の効果がある。



15

4. 都市計画道路整備の考え方

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

	対象路線	事業費 (概算)	R 3	R 4	R 5	R 6以降	
現在整備中の都市計画道路	萱野東西線 延長L=815m	約25億	→ 北急開業予定(R5年度)				
	国文都市4号線 延長L=590m	約18億	→				
	芝如意谷線 (萱野東西線以南) 延長L=509m	約22億	→				
今回追加を予定している都市計画道路	(仮称)石丸栗生外院線 延長L=1080m	—				北急の新駅、箕面萱野駅へのアクセス道路等について着手時期を検討(時期未定)	
	(仮称)川合山之口線 延長L=1150m	—					
今回幅員の変更を予定している都市計画道路	田村橋通り線 延長L=1,580m	—					その他の都市計画道路の整備後、交通量の変化を踏まえ着手時期を検討(時期未定)
	桜井石橋線 延長L=330m	—					
現在のまま変更しない都市計画道路	瀬川新稲線 延長L=1,530m	—					
	芝如意谷線 (萱野東西線以北) 延長L=530m	—				北急の新駅、箕面萱野駅へのアクセス道路等について着手時期を検討(時期未定)	

16

5. パブリックコメントについて

都市計画道路等の変更（素案）について
（参考資料）

- ① 実施期間：令和3年4月1日～4月30日 ※意見書の提出期間も同じ
- ② 閲覧場所：市HP、別館4F まちづくり政策室、別館1F 行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、西南・中央・東生涯学習センター、みのお市民活動センター、西南・桜ヶ丘・小野原図書館、第二総合運動場

③ 周知の方法：

I) 市民説明会 ※定員を超える場合は先着順となります

- ・4/1(木) 桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンズプラザ)大会議室 19時～(定員40名)
- ・4/2(金) 市立第四中学校開放教室 多目的室 19時～(定員25名)
- ・4/3(土) 市民会館(グリーンホール) 1F 大会議室 10時～(定員30名)
- ・4/4(日) みのお市民活動センター 多目的室 10時～(定員25名)
- ・4/6(火) 東生涯学習センター 講座室 19時～(定員30名)

II) 地権者への資料発送

- ・都市計画道路を追加する(仮称)石丸栗生外院線、(仮称)川合山之口線においては、都市計画道路の区域内と区域から25mの範囲の地権者に、それ以外の都市計画道路を変更または廃止する路線においては、都市計画道路の区域内の地権者に、それぞれパブコメ資料を送付

III) 自治会への回覧

- ・3月にパブコメの予告文書を、4月にパブコメの実施に関する文書を回覧

IV) もみじだよりへの掲載

- ・3月号にて予告を、4月号にてパブリックコメントの実施内容を掲載

V) 市ホームページへの掲載

- ・アドレス <http://www.city.minoh.lg.jp/machi/douromouminaoshi/pubkome.html>

17